

佐渡市地域防災計画(平成29年 月修正)

～ 日頃からの備えに関する主な記載内容の抜粋 ～

頁	内 容
5	<p>第1部 総則</p> <p>第2節 防災ビジョン</p> <p>佐渡市では、市民参加による安全安心のまちづくりの推進を基本理念の一つとしている。</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) 市民主体の防災力向上</p> <p>防災対策の基本は、「自助…市民一人ひとりが自分の命は自分で守る。」「共助…地域住民が連携してまちの安全はみんなで守る。」「公助…行政が災害に強い地域の基盤整備を進める。」の3つであるといわれている。これらが上手く連携を保つことで、防災対策は効果を発揮することができる。</p> <p>そのため、市では「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確にし、市民一人ひとりが災害へ備えること、地域における自主防災組織の結成、災害に強い安全安心のまちづくり等を推進していくものとする。</p> <p>(2) 防災意識の高揚</p> <p>災害の際、その被害を軽減するためには、市民一人ひとりが防災に対して正しい知識を持ち、どのように対処すればよいのかを認識していることが不可欠である。</p> <p>そのため、防災に対する市民の意識の高揚及び行動力の育成を図るための防災訓練が重要となってくる。したがって、今後、長期的な視野に立ち計画的に行うものとし、防災に関する各種の広報、啓発活動に積極的に取り組み、防災訓練指導体制を強化して、市民の防災対応力の修得を目的とした実戦的な体験訓練を推進するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 自主防災組織の育成、ボランティア活動の促進</p> <p>災害に有効に対処するためには、市をはじめとする防災関係機関の防災体制を整備するだけでなく、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯の精神に基づく、市民の自発的な防災活動が重要である。</p> <p>(5) 情報の収集、伝達体制の整備</p> <p>あらゆる災害において、その災害、被害その他諸々の情報を的確に把握することが被害を最小限に食い止め、その後の応急対策及び復旧計画を有効に進める前提となる。また、関係機関との情報交換も連携して、有効な対策を講じる上できわめて重要なことである。</p> <p>一方、市民に対し適切な情報を伝達、指示することにより、その後の対応をより円滑かつ効果あるものとし、併せて人心に安定をもたらすことが望まれることから、災害時における情報の収集、伝達方法、体制について整備、拡充に努めるものとする。</p>

9	<p>第3節 防災関係機関及び市民の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 各機関等の責務</p> <p>(1) 市</p> <p>佐渡市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>(6) 市民・企業等</p> <p>「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。</p> <p>市民・企業等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。</p>
25	<p>第2部 災害予防 第1章 風水害・震災・津波災害共通予防計画</p> <p>第1節 防災教育計画</p> <p>1 市民に対する防災知識の普及</p> <p>災害発生時には、救出、救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難であり、市民自らの「自分の身は自分で守る」という意識と行動が肝要である。このため、まず市民が災害に対する知識を持つことが災害対策上の前提であり、市は、組織的かつ計画的な防災訓練や防災知識の普及を行うものとする。また、市民はこれらの訓練に積極的に参加し、災害時に備えなければならない。</p> <p>(1) 津波・土砂災害・洪水ハザードマップの作成・公表</p> <p>(2) 啓発内容</p> <p>災害に備えた普段の心得、災害発生時の心得</p> <p>ア 災害発生時の心得</p> <p>イ 住宅の耐震診断、家具の固定等の安全度判断</p> <p>ウ 自動車運転時の心得</p> <p>エ 災害危険箇所の周知</p> <p>オ 避難場所・避難路の周知</p> <p>カ 災害時の応急救護</p> <p>キ 風水害体験車、起震車等による擬似体験</p> <p>ク 水防に関すること</p> <p>ケ 土砂災害防止に関すること</p> <p>(3) 啓発方法</p> <p>ア 市広報紙等による防災知識の普及</p> <p>イ 災害危険区域図の作成、公表</p> <p>ウ 防災に関する講習会及び説明会の開催</p> <p>エ 避難所及び案内標識の設置</p> <p>・ ・ ・ ・</p>

サ 自動車運転者に対する啓発

災害発生時における自動車運転者が取るべき措置の徹底。特に、地震及び津波発生時における運転自粛等の自動車運転者が取るべき次の措置の徹底を図る。

(7) 走行中の自動車の処置

- a できる限り安全な方法により車を左側に停車させること。
- b 停車後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- c 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外に停車させ、エンジンを止め、車の鍵はつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

(イ) 避難のために車は使用しないこと。

2 市民の災害に対する心得

市民は、「自分の身は自分で守る」という意識と普段から災害に対する備えに心掛ける。また、災害時には、被害を最小限に留めるよう次の事項に心掛けるものとする。

- (1) 3日分の食料・飲料水の備蓄
- (2) 非常持出品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
- (3) 家庭での予防・安全対策
- (4) 警報発表時及び災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の学習
- (5) 災害時の家族内の連絡方法の事前の取り決め

第2節 防災訓練計画

1 訓練の実施

(1) 防災訓練

災害発生時における対応能力の向上と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るとともに、市民自らの「自分の身は自分で守る」という行動力と、災害に対する知識の向上のため、市民主導型の防災訓練等を実施する。

ア 総合防災訓練

(7) 実施日

原則として、毎年1回実施するものとする。

(イ) 実施場所

原則として、地区を持ち回りで実施する。

(ウ) 訓練参加機関

市、消防本部、消防団、防災関係機関、災害時応援協定機関、地区集落、自治会、自主防災組織、防火協力団体、地域住民等

(エ) 訓練概要

市内において大規模な地震または風水害等の災害が発生したとの想定で、市、消防本部、消防団、地区集落、自治会並びに自主防災組織等を核とした市民主導型訓練を中心に、各種対応型訓練を実施する。

(3) 地域住民の自主防災組織による訓練

大規模な災害に対しては、救出・救護、応急救護及び避難誘導など広範囲な対応が必要となるため、市民、事業所が適切な防災活動が行えるよう、防災に関する知識や情報を提供し、協力体制の充実強化を図るとともに、行政・市民・事業所が一体となった防災の推

	<p>進を図り、事業所・地域の実情に合わせた防災訓練を実施するとともに、事業所においては地域の一員との立場から、防災用品等の事業所内備蓄を推進するものとする。</p>
33	<p>第3節 自主防災組織育成計画</p> <p>災害発生時には防災機関のみで対処することは困難になることが予想される。このような事態において、災害による被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民の自主的な防災活動として市民自ら出火防止、初期消火、救出救護避難等を行う必要がある。</p> <p>このため市は、市民の連帯意識に基づく自主防災組織及び企業、工場、小売店舗等における自衛消防組織の整備育成に努めるものとする。</p> <p>1 地域住民による自主防災組織</p> <p>(1) 育成の主体</p> <p>市は、災害対策基本法第5条の規定により自主防災組織の育成主体として位置付けられている。このことから、市は、町内会、地区集落等に対する指導、助言を積極的に行うとともに、市単独の補助事業制度を活用し、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努めるものとする。</p> <p>また、県や防災関係機関に協力依頼（パンフレットの作成配布やリーダー研修会の開催等）をするほか、消防庁の実施するコミュニティ防災資機材等整備事業や(財)自治総合センターの実施する自主防災組織育成事業等を積極的に活用しながら、自主防災組織における防災資機材を整備するとともに、防災まちづくり事業等を活用し活動拠点の整備を行い、自主防災組織の充実を図ることとする。</p> <p>3 自主防災組織と自衛消防組織の連携</p> <p>事業所等の自衛消防組織は、市の実施する防災訓練への参加、地元の自主防災組織への協力等に努めるものとする。</p> <p>市及び消防本部は地域社会における自主防災組織と事業所等の自衛消防組織の平常時及び災害時の協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるよう努めるものとする。</p>
39	<p>第5節 集落孤立対策計画</p> <p>中山間地及び沿岸部など、災害が発生した場合、土砂崩れや津波等による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う必要がある。</p> <p>1 孤立が予想される集落の把握</p> <p>市は県と連携し、迂回路のない集落について周辺の集落・避難所等と接続する道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握するものとする。</p> <p>2 情報収集・伝達体制の確保 非常通信手段・非常用電源(燃料等も含む)等の確保</p> <p>3 物資供給、救助活動 ヘリコプター臨時離着陸場確保、食料、医薬品、防災資機材支援</p> <p>4 要配慮者の支援</p> <p>5 日頃からの備え</p> <p>(1) 市は孤立化のおそれがある地区住民に対し、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄するよう要請する。</p>

40	<p>第 6 節 建築物等災害予防計画</p> <p>3 一般建築物の災害予防</p> <p>(1) 現状</p> <p>建築物全般並びに特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の災害や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、さらにその実効性の安全が図られてきた。</p> <p>しかしながら、新耐震設計基準施行（昭和56年）以前の既存住宅・建築物については、現行法の耐震性が満たされていないものが数多く存在している。</p> <p>(2) 計画</p> <p>市は、災害に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体との連携を図りながら次の対策を計画的に講ずるものとする。</p> <p>ア 不特定多数の者が使用する建築物について必要により防災査察を行い、その結果に応じ指導・助言を行う。</p> <p>イ 著しく劣化している建築物について防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。</p> <p>ウ 災害時に建築物の窓ガラスや看板等落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等に、安全確保について啓発・指導するものとする。</p> <p>キ 災害等によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。</p> <p>ク 新耐震設計基準施行（昭和56年）以前に建築された特殊建築物については、巡回指導等の機会を利用して構造耐力診断の実施について啓発・指導するものとする。</p>
55	<p>第 10 節 防災通信施設の災害予防計画</p> <p>4 情報収集体制の整備</p> <p>(2) 自主防災組織及び市民は「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識のもとで、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。</p>
67	<p>第 14 節 火災予防計画</p> <p>1 出火防止対策</p> <p>(4) 市民に対する啓発、指導</p> <p>市及び消防本部は、市民の防火に関する知識及び火災に対する備えなどの普及のため、次の項目について啓発、指導に努めるものとする。</p> <p>ア 消火器、水バケツ等の消火器具の設置推進</p> <p>イ 住宅用火災警報器の設置の推進</p> <p>ウ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底</p> <p>エ 対震自動消火装置等安全装置付火気使用設備・器具の普及及び点検整備の指導</p> <p>オ 火気使用場所の不燃化の推進</p> <p>カ カーテン、じゅうたん等防災製品の普及</p> <p>キ 灯油等危険物の安全管理の徹底</p>

	<p>ク 乾燥及び強風時における防火管理の徹底</p> <p>2 初期消火体制の強化</p> <p>消防本部は初期消火体制の確立を図るため、家庭、事業所等（自主防災組織及び自衛消防隊）に対し次の対策を指導するものとする。</p> <p>(1) 防火管理者を置く事業所に対しては、消防計画に基づく消防訓練の指導。その他の事業所に対しては消防訓練の指導</p> <p>(2) 市民に対しては、消防訓練の指導、防火講習会等への参加促進、印刷物等の配布による防火意識の向上、強化</p> <p>3 火災の拡大防止体制の強化</p> <p>乾燥下及び強風下においては、火災の延焼拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努めるものとする。</p> <p>(3) 消防水利の確保</p> <p>ア 市及び消防本部は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、多元的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく地域の実情に即した次のような水利の確保を図り、災害に備えるものとする。</p> <p>(ア) 河川、池、海水の利用</p> <p>(イ) 農業用水、下水処理水、プール等の活用</p> <p>(ウ) 防火水槽、耐震性貯水槽及び防災用井戸の設置</p> <p>イ 上記の消防水利の位置について明記した地図（水利マップ）を整備保管し、迅速な消防活動に努めるものとする。</p>
75	<p>第17節 避難体制の整備計画</p> <p>風水害による人的被害を最小限にとどめるため、適切な事前避難の実施や、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、体制整備に努める。</p> <p>また、地震・津波による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的なものとなるおそれがあるため、あらかじめ市民等の避難に関する適切な計画を定めておく必要がある。市は、この計画に基づき、あらかじめ避難施設（場所）を指定し、市民に周知しておくとともに、避難路となることが予想される経路の安全確保に努めるものとする。</p> <p>2 市民の役割</p> <p>(1) 市民等に求められる役割</p> <p>ア 市民・企業等の役割</p> <p>自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。</p> <p>(ア) ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておく。</p> <p>(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認しておく。</p> <p>(ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておく。</p> <p>(エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意する。</p> <p>(オ) 避難情報（準備・勧告・指示）の意味を正しく理解しておく。</p>

(2) 地域に求められる役割

ア 市民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、次の事項について平常時から努めるものとする。

(ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認する。

(イ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築く。

(ウ) 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加する。

3 市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、要配慮者の避難支援プラン策定及び福祉避難所の指定等を行う。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

(2) 避難情報（準備・勧告・指示）等情報伝達体制の整備

(3) 避難情報発出の客観的基準の設定

市長は、遅滞なく避難情報を発出できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び市民等に周知する。

ア 水防上での水位情報周知河川については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、上流のダム放水量、地域の降水量等を目安とする避難情報発出基準を設定する。

イ 中小河川及び市街地等の排水不良地区については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる具体的な数値基準を設定する。

ウ 浸水想定区域図等を基に、避難が必要となる範囲をあらかじめ特定する。

エ 土砂災害警戒情報等を活用し、土砂災害に対する避難情報発出基準を設定する。

(4) 避難誘導體制の整備

ア 避難の勧告・指示が発出された際、市民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制を確立するよう努める。

イ 在宅の要配慮者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して「避難支援プラン」を策定する。

ウ 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等からの避難者に応じた最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立するよう努める。

(5) 避難場所、避難所及び避難路

エ 即応体制の整備

(ウ) 避難所開設の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。

(イ) 避難所予定施設には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

(オ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。

	<p>(7) 市民避難誘導訓練の実施</p> <p>ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、避難の勧告・指示が発出された際、市民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。</p> <p>イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。</p> <p>ウ 浸水、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図るとともに、避難所等やマップを活用した訓練を行う。</p> <p>(8) 避難誘導資機材等の整備</p> <p>市は、災害時の適切な避難誘導のため、自主防災組織等へ次の避難誘導、救助対策のための資機材等の整備を推進するものとする。</p> <p>ア 避難誘導に必要な資機材</p> <p>イ リヤカー、担架、救助工具などの救助資機材</p>
81	<p>第18節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者は、近隣住民をはじめとした地域社会で要配慮者を支援する体制づくりが必要である。自主防災組織、町内会、民生委員及び消防団（以下「避難支援等関係者」という。）は、市、県及び要配慮者関連施設等と協力して災害時における要配慮者の安全の確保を図るものとする。</p> <p>(6) 防災教育・防災訓練</p> <p>ア 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市及び県は、要配慮者向けパンフレット・リーフレット等により、災害時の適切な行動についての防災教育に努めるとともに、市民に対しても、近隣の要配慮者の支援についてパンフレット、広報誌等により啓発普及に努めるものとする。また、要配慮者の避難等について訓練するため、地域の自主防災組織と合同の防災訓練や避難支援に関する説明会の実施などの体制整備の実施に努めるものとする。</p> <p>イ 防災資機材等の整備</p> <p>市及び県は、実情に応じて、自主防災組織を対象に要配慮者の家庭を対象とした移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資機材等の整備に努めるものとする。</p>
86	<p>第19節 食料品、生活必需品等の確保計画</p> <p>1 市民の役割</p> <p>(1) 各家庭において、平時から家族の3日分、出来れば1週間分程度の分量等の備蓄に努める。</p> <p>(2) 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮を必要のある者は、平時から3日分程度の分量を自ら確保するよう努める。</p> <p>(3) カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。</p> <p>(4) 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。</p> <p>(5) その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。</p>

	<p>2 物資等の備蓄</p> <p>(3) 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配布できるようにする。</p> <p>4 災害備蓄に関する住民への普及啓発</p> <p>(1) 市は、家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。</p> <p>(2) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所備蓄物資の確認及び使用配布の訓練を行う。</p>
195	<p>第3部 災害応急対策計画 第1章 風水害・震災・津波災害共通応急対策計画</p> <p>第5節 被災状況等収集伝達計画</p> <p>被災状況の情報収集及びその集約は、発生した災害の姿を認識する行為そのものであり、災害応急対策活動の要である。</p> <p>市、県及び関係機関は、災害が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始し、相互に職位レベルに応じた情報の伝達を行うとともに、地理空間情報の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。</p> <p>市は、収集した情報を集約し、被害の概要を掌握し、ただちに必要な行動を起こして、各防災機関や県と情報の共有化に努め、被災地内外の市民に各種の手段を使って情報を伝達する。要配慮者に対する情報伝達として、自主防災組織、自治会、消防団などの避難誘導體制の整備を進めるとともに避難所における手話通訳、文字情報などに配慮する。</p> <p>3 町内会、自主防災組織と連携した情報収集・伝達</p> <p>市は、町内会又は自主防災組織と連携し、災害情報収集・伝達を行う。</p> <p>(1) 避難情報</p> <p>(2) 人的被害</p> <p>(3) 市民避難状況</p> <p>(4) 住家被害状況</p> <p>(5) ライフライン被害状況</p>
204	<p>第6節 広報計画</p> <p>4 要配慮者に対する配慮</p> <p>(5) 自主防災組織、地域住民等は、地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。</p> <p>(6) 企業・事業所等は、観光客等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達する。</p>